

監査役会規則（ひな型）の改定について

平成 16 年 5 月 25 日
（社）日本監査役協会
監査法規委員会
委員長 大川 博通

平成 16 年 2 月 12 日に改定監査役監査基準（以下、「監査基準」と記す。）が制定されたことを受けて、監査法規委員会では、監査役会規則（ひな型）の見直しを行った。改定にあたっての考え方および改定の主要ポイントは、以下のとおりである。

改定にあたっての基本的考え方

- 1．監査役会規則は、監査役会設置会社において、法令及び定款に基づき監査役会に関する事項を定めるものであるが、主として監査役会の運営に関する基本的事項を規定したものであり、今回のひな型改定にあたっても従来の規則（ひな型）との継続性をできるだけ図っている。
- 2．先に改定された監査基準で示された監査役会運営に重大な意味をもつ新しい視点である「監査役監査の環境整備」「代表取締役との関係」「監査役監査の経営執行部に対するフィードバック」に関する規定を新設（第 9 条）するとともに、監査役監査基準への準拠規定を新設（第 20 条）した。
- 3．上記 2 以外の監査基準で盛り込まれた重要視点も、必要最小限の範囲で、従来からの規定の文言を加修正することで改定（第 5 条、第 8 条第 2 項、第 9 条第 3 項、第 10 条第 2 項・第 3 項、第 11 条）した。
- 4．その他従来規則の字句を若干「ひな型」としての表現として相応しいと思われるものに改定した。
- 5．従来同様、本規則（ひな型）は「ひな型」を示したものであり、各社はそれぞれの監査環境、運用方針等に従って、条文及び文言は自由に採択されるものではあるが、当協会としては基本的には本規則（ひな型）が監査役会設置会社において、採用されることを強く期待するものである。

改定の主要ポイント

1. 新設条文

第9条（代表取締役との定期的会合等）

本条文は監査役会による監査の有効性を確保するための重要事項である「監査役監査の環境整備」「代表取締役との関係強化」「監査役監査の経営執行部に対するフィードバック」を規定するべく新設したものである。主語は本規則が監査役会に係わるものであることから「監査役会」となっており、「監査役会」という機関としての規定であるが、かりに実際は代表取締役との定期的会合が常勤監査役とのみ為されるとしても、その定期的会合が監査役会の委嘱を受けて開催される限り、本規則に則った会合が行われたものと理解される。

第20条（監査役監査基準）

監査役会規則はその趣旨から監査役監査基準で言及されている内容全てを包含するものでないことから、各社で採択される監査役監査基準にも準拠すべき旨の包括規定をおくことで、監査役監査基準についての規範性を持たせるものである。

2. 新設条文以外の重要改定箇所

第5条（議長及び招集者）

独任制の下で、監査役「会」という機関の実効性を明確にし、実務上議長の役割、リーダーシップの重要性を強調するべく、改定したものである。

第8条（監査の方針等の決議）

第2項「職務を補助する体制」の重要性を明記する意味で、「監査役スタッフの選任」を例示として加えて規定した。

第10条（監査役会に対する報告）

第2項、第3項 内部統制システムに関する監査の重要性の観点、及び、その連係を通じての組織的・効率的監査の重要性の観点から、内部監査部門等との関係強化の重要性に鑑み、「内部監査部門等との使用人」を加えて規定した。

第11条（報告に対する措置）

第1項では、「状況に応じて適切な措置を講じる」ことの重要性から単に調査をするだけにとどまらず対応措置を追加規定した。

第2項は、取締役との間で任意に取り決めた監査役会に対する報告への対応についても、第1項に規定の取締役からの報告に準じて対処すべきことを規定したものである。

以上